

飲用井戸は

定期的に

水質検査を

だりに人畜が立ち入らないよう
さくや施錠等、適切な措置を取
る。

— 同和教育シリーズ —

○飲用井戸の設備及びその周辺を点検し、汚染源に対する防護措置を講ずる。

（新たに飲用井戸不適切な場所や設備などに十分配慮する。）

先日、埼玉県の幼稚園で、飲用井戸の衛生対策が不十分なため、病原性大腸菌による集団下痢により、園児二人が死亡するという痛ましい事故が発生しま

市内でも、保育園はすべて水道設備になっていますが、一部の小学校や公民館には水道が普及していないところがあります。学校については、定期的に検

学校については、定期的に検査をしており、近いうちにさらには検査をすることになっています。また、公民館についても水質検査を予定しています。

いよう、井戸水や沢水を使っている家庭では、日ごろから井戸等の衛生には十分注意してください。

○飲用井戸やその周辺には、み

大正9年10月
生まわ

生まれの方

老人医療受給手続きを
大正9年10月生まれの方は、

ができました。また、65歳以上で身体障害者手帳の1級から3級まで、聴覚・言語・下肢障害

の場合は一部4級までと同程度の障害の認定を受けた方は、老人医療の該当となります。

障害年金証書、身体障害者手帳などの障害の程度を証明するものと医療保険証、印鑑を持つて、保健課給付係で手続きをしてください。

保健課

—— 同和教育シリーズ ——

部落はいつ、だれが、何のためにつくったのでしょうか ⑪

江戸時代になると、時代の経過とともに、自給自足的な経済から貨幣経済へと発展してきました。多くの藩は、参勤交代や幕府の命令による工事等の出費がかさみ、金を借りるために商人に藩の専用品や年貢米を扱わせたり、その他の特権を与えるようになりました。

このため、農民の年貢が一層過酷になって、生活が苦しくなる一方、一番低い身分である商人に、武士が頭を下げて借金をするようになり、身分制を柱とした幕藩体制が動搖はじめました。

この「ころ」「えた」と呼ばれた人たちと同じように蔑視された人たちは、「非人」がいました。「非人」には親の代から人の「非人」もいましたが、「七年（寛保二年）につくられた『公事方御定書』によつて、心中未遂者や小盗人、博奕などの罪を犯した者たちが、抱かれて、心中未遂者や小盗人、博奕などの罪を犯した者たちが、抱かれて、心中未遂者や小盗人、博

藩は、「病人」が増えて、農・漁業をしなくなると年貢が取れなくなるので、藩内に「お救い小屋（非人小屋）」を建て、飢えた「病人」を収容しました。この「お救い小屋」へ希望して入れば、命は救われましたが、「非人」に落とされました。

しかし、「非人」となって一定期間の内に親族などの身元引受けがあれば、もとの身分に戻ることが許されました。これを「足洗い」と言います。

「こうして『えた』『非人』と蔑視されてきた人たちの間でも、自分たちは『非人より上だ』『あの人たちは、孫子の代までえただが、自分たちは農民・町人に戻れる。だから自分たちの方がましだ』とお互いに反目・差別をさせたのです。

先に述べたように、貨幣経済が進み、商人の台頭により身分制度自体が崩れはじめた上、生活が苦しくなった農民による「百姓一揆」などの抵抗も頻発するようになりました。また、賤視されていた人たちも法制的な身分ではなかったので、経済的に力をついて、農民・町人によるなど「脱賤」する者も出はじめました。

そこで幕府や藩は、農民の抵抗や怒りを反らせるため、一七八八年（安永七年）に『エタ・非人取締令』を出して「百姓・町人と紛らわしい風俗や無礼なことをしてはならない」「土地を売ってはならない」といった法令を出して、農民・町人より下の身分として法的に位置づけ、職業と居住地を固定化させる政策をとり、分裂支配を強化しました。

5